

小林 昌之 編

## 『アジア諸国の障害者法

### ——法的権利の確立と課題』

研究双書 No. 五八五 アジア経済研究所



研究会での議論と現地調査をとおして、各章とも現地の法制度、法文化、障害当事者の動向を踏まえた論考とすることができた。

二〇〇六年一二

本書は、二〇〇八年度と二〇〇九年度に実施した「開発途上国の障害者と法的権利の確立の観点から」研究会の最終成果である。本研究は、アジア経済研究所では二〇〇五年度から取り組みが始めた「障害と開発」研究において、主として法学的な視点から貢献しようとするものである。本研究の背景にある「障害と開発」研究については、二〇〇八年に最初に刊行された森壯也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』（研究双書 No. 五六七）を参照されたい。

「障害と開発」研究も緒に付いたばかりの分野であるが、さらに開発途上国の障害問題を法学的な視点から研究するものは国内外ともに稀少である。そのため本研究会の委員は、障害分野は初めてであるものの現地の法律と言葉に精通しているアジア法を専門とする研究者と「障害と開発」やアジアの障害当事者運動に造詣の深い研究者・実務家によって構成され、研究は両者が協働する形で進められた。その結果、

月の国連総会で採択された障害者権利条約は、障害者も非障害者と同様の基本的人権を享有することについて国際社会のコンセンサスがまとまったことを示しており、障害分野における権利に基づくアプローチ適用のための明確な拠り所をもたらした。アジア太平洋地域ではこれまで国連の動きに呼応して障害者立法の整備をはかる国があったが、従来これらは義務的ではなかった。障害者権利条約の成立前においても制定過程の議論が国内法制に影響を及ぼしてきたが、障害者権利条約は締約国の義務として立法措置を求めており、条約に沿った法整備の実施が期待されている。本書では、このうちアジア7ヶ国を取り上げ、各国における障害者の権利確立の現状と課題を明らかにすることを目的に、新しく制定された障害者権利条約に照らし、各国の障

害者立法の発展状況を考察している。具体的には、現行の障害者立法の全体構造を明らかにするとともに、①障害者立法の背景にある思想または理論に、福祉的アプローチから権利に基づくアプローチまたは障害の医学モデルから社会モデルへのパラダイム転換があったのか、②非差別原則、合理的配慮、法の下での平等など障害者権利条約の主要原則との整合性がとれているのか、③障害者の権利確立を支える実効性ある権利救済制度が整備されているのかなどを念頭に各国の検討を行った。

本書ではまず障害者権利条約の制定に合わせて障害者立法を制定・改正した韓国、中国、カンボジア、タイおよび条約制定前に差別禁止法を有していたインドについて国別に検討している（第一章～第五章）。韓国は既存の障害者福祉法に加えて二〇〇七年に障害者差別禁止および権利救済に関する法律を新たに制定、中国は二〇〇八年に障害者保障法を改正、カンボジアは二〇〇九年に障害者の権利保護・促進法を初めて制定、タイは既存のリハビリテーション法を廃止して二〇〇七年に障害者の生活の質の向上および開発に関する法律（通称、障害者エンパワメント法）を制定している。また、インドは障害者法制定から一五年余りの経験を有し、豊富な判例を蓄積している。国別の考察に加え、本書は障害当事者の視点から第六章でフィリピンを事例に障害者差別について論じ、第七章で

は障害者権利条約および各国障害者立法を考察する上で重要なキーワードとなっている障害者の定義と概念についてマレーシアを事例に分析している。各国とも条約の制定動向に合わせ障害者立法の制定、改正作業を行ってきたものの、障害者を権利の主体として捉え直しパラダイムの転換を果たした国がある一方、整合性を主張する国においてもそれが表面にとどまる場合があることも明らかとなった。

障害者権利条約はほかの人権諸条約と比して国内的努力を支援するための国際協力を重視しており、研究における協力にも言及している。本研究の課題として、教育や労働など個別分野ごとの発展や法律の実際の履行・執行状況についてさらに検証していくことが残されているが、本書によってわずかながらでもアジア各国の知見の共有が促進されることになれば幸いである。

（こばやし まさゆき／アジア経済研究所法・制度研究グループ）